新潟県
富山県
石川県
福井県
山梨県
長野県
岐阜県
静岡県
愛知県
三重県
滋賀県
京都府
大阪府
兵庫県
奈良県
和歌山県
鳥取県
島根県
岡山県
広島県
山口県
徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県
大阪市
名古屋市
京都市
横浜市
神戸市
北九州市
札幌市
川崎市
福岡市
広島市
仙台市
千葉市

2　サービス
(a)　基準額
(i)　建設サービス
千五百万特別引出権
(ii)　第十章の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス
百五十万特別引出権
(iii)　その他のサービス
二十万特別引出権
(b)　調達機関
1に規定する調達機関

第二節に関する注釈

1　この節に掲げる調達機関には、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に定める知事又は市長、委員会及びその他の機関の全ての内部部局、附属機関並びに支庁、地方事務所、支所及び出張所を含む。

2　第十章の規定は、この協定の効力発生の時に有効な法令に従って協同組合又は連合会との間で締結する契約については、適用しない。

3　第十章の規定は、調達機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この3の規定は、第十章の規定の適用を回避する目的で利用してはならない。

4　運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

5　発電、送電又は配電に関連する調達は、含まない。

第三節　その他の全ての機関

1　物品
(a)　基準額
十三万特別引出権
(b)　調達機関
(i)　A群
独立行政法人水資源機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（注a、注d、注e）
成田国際空港株式会社
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
独立行政法人都市再生機構（注a）
独立行政法人科学技術振興機構
独立行政法人日本原子力研究開発機構（注b）
日本環境安全事業株式会社
独立行政法人国際協力機構
独立行政法人福祉医療機構
年金積立金管理運用独立行政法人